

## 学習者用デジタル教科書の制度化に関する検討の経緯

＜「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議＞（H27.5～H28.12）

＜中央教育審議会初等中等教育分科会＞（H29.10.2）

- ①紙の教科書と学習者用デジタル教科書の学習内容(コンテンツ)は同一
- ②紙の教科書を基本とし、教科の一部において、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する＝「併用制」
- ③紙の教科書による学習が困難な障害のある児童生徒等に対しては、より積極的な使用を可能とすることが望ましい
- ④教育委員会や学校の参考となるガイドラインを策定するとともに、デジタル教科書の使用による教育上の効果・影響等を把握・検証。

等

## 学校教育法等の一部を改正する法律(H30.6.1公布、H31.4.1施行)

学校の授業では、紙の教科書を使用しなければならない(教科書の使用義務)ところ、

- 紙の教科書の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録である教材(学習者用デジタル教科書)がある場合には、文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できる。
- 視覚障害、発達障害その他の文部科学大臣の定める事由により紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の困難を低減させる必要がある場合には、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部においても、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できる。

## 学習者用デジタル教科書に関する省令等・ガイドラインの検討

- 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等（案）

「文部科学大臣の定め」に委ねられた、以下の3点について規定する。

- ・学習者用デジタル教科書の要件
- ・学習者用デジタル教科書を使用する際の基準
- ・教育課程の全てにおいても学習者用デジタル教科書を使用できる障害等の事由

- 学習者用デジタル教科書の効果的な活用方法等に関するガイドライン（案）

デジタル教科書の効果的な活用の在り方や留意点等に関する教育委員会・学校等向けのガイドラインを策定。

# 学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等の概要（案）

## 趣旨

学校教育法等の一部を改正する法律（平成30年法律第39号）において、「文部科学大臣の定め」に委ねられた、デジタル教科書の要件や使用に当たっての基準等について、所要の規定の整備等を行う。

## 学校教育法施行規則の一部を改正する省令案

### 1. デジタル教科書の要件:

- ① 紙の教科書の発行者が、紙の教科書の内容を全て記録。  
(ただし、デジタル化に伴い必要となる変更は可能。)

2. デジタル教科書を使用する際の基準は告示において定める。

3. 教育課程の全部においても紙の教科書に代えてデジタル教科書を使用できる事由：  
視覚障害や発達障害等の障害、日本語に通じないこと、その他これらに準ずるもの。

## デジタル教科書を使用する際の基準について定める告示案

### 1. 教育の充実を図るため、紙の教科書に代えてデジタル教科書を使用する際の基準：

- ① 紙の教科書とデジタル教科書を適切に組み合わせ、紙の教科書に代えてデジタル教科書を使用する授業は、各教科等の授業時数の2分の1に満たないこと。
- ② 児童生徒がそれぞれ紙の教科書を使用できるようにしておくこと。
- ③ 児童生徒がそれぞれのコンピュータにおいてデジタル教科書を使用すること。
- ④ 採光・照明等に関し児童生徒の健康保護の観点から適切な配慮がなされていること。
- ⑤ コンピュータ等の故障により学習に支障が生じないよう適切な配慮がなされていること。
- ⑥ デジタル教科書を使用した指導方法の効果を把握し、その改善に努めること。

### 2. 児童生徒の学習上の困難を低減させるため紙の教科書に代えてデジタル教科書を使用する際の基準（1.の基準に加え）：

- ① 障害等の事由に応じた適切な配慮がなされていること。
- ② 紙の教科書に代えてデジタル教科書を使用する授業が、各教科等の授業時数の2分の1以上となる場合には1.④⑤の基準について、特に配慮がなされていること。

## 施行期日

平成31年4月1日

※今後、技術的修正の可能性がある